

## R8 朝日小学校生活のしおり

朝日小生徒指導部

### 1 登下校について

- (1) 決められた道を通り、7:30～8:00に教室に入れるよう、余裕をもって登校する。
- (2) 欠席・遅刻などの連絡は、「安心・安全メール」を活用する。緊急の場合は、8:00 までに電話(52-1194)で連絡をする。【電話対応できる時間】7:30～17:00
- (3) 原則、歩いて登校する。(けがなどの特別な事情がある場合は、担任に連絡する)
- (4) 少年団がある場合も、一度帰宅してから参加する。

### 2 身なり・学習用具について

- (1) 髪の毛が長い場合は束ね、前髪は目につかない程度にする。
- (2) 髪の毛を束ねるゴム・ピンなどは、運動をする上で支障のないシンプルなものにする。外れやすいもの(シュシュ等)は使用不可。
- (3) 学習に必要な物以外は持ってこない。
- (4) 濃い鉛筆を使い、シャープペンシルは使用しない。(4年生以上は赤・青ペンの使用可)
- (5) 持ち物には全て名前を記入する。

### 3 服装について

#### (1) 通年(登下校を含む)

**基本的な服装:標準服, シャツ・ブラウス・ポロシャツ(長袖か半袖)**

- ① 靴や靴下は白を基本とし、靴下はくるぶしより長いもの(安全面・健康面の理由から)を原則とする。足裏部だけグレーなど色が付いているものは、履いてもよい。
- ② シャツ(ブラウス)の下に着用するものは、外から見ではみ出さないものとする。
- ③ 登下校時は、安全のため赤帽子を着用する。帽子を手で持ったり、バッグに入れたりすることがないようにする。
- ④ 服には全て記名する。もらい受けた場合も、しっかりと名前の書き換えをする。上着(ボックス)やシャツにネームは付けなくてよい。

#### (2) 体育時(通年)

- ① 体育服(半袖, 長袖)の着用を原則とする。体が温まるまでは上着(ボックス)を着用してもよい。半袖しか持っていない場合は、厳寒期(12月～3月)に華美でない長袖のインナー(白, 黒, 紺)を着用してもよい。
- ② 体調不良等の理由でジャージ等を着用している場合は、体育に参加したり、休み時間に外で遊んだりすることはせずに静かに過ごす。

#### (3) 厳寒期

- ① 上着(ボックス)とシャツ(ブラウス)の間にベスト, Vネックセーター等の着用を認める。色は華美でないもの(黒・茶・紺等)とする。
- ② 登下校に限り、防寒着(ベンチコート等大きすぎて動きづらいものはひかえる)・ネックウォーマー・手袋を認める。(安全上, ポケットには手を入れない)
- ③ カイロの使用は認めない。(特別な事情がある場合は担任に連絡する)

#### 4 納金や購買部について

- (1) 集金(学級費や教材費)は、朝のうちに担任の先生へ直接手渡す。
- (2) PTA会費は、職員室横の事務室前(本館1F)の入金箱に、8:15までに各自で入れる。
- (3) 購買部は、月曜日から金曜日の7:45~10:35(2校時休み)に利用できる。

#### 5 その他(校内生活に関する内容)

- (1) 給食当番で使う給食着・帽子・マスクは個人で準備する。(朝日小購買部でも販売)
- (2) 休みの前日(金曜日)は、給食着や上履きは持ち帰り、家で洗って休み明けに持ってくる。
- (3) 帰宅後は校舎内には入らない。どうしても必要な場合は、必ず職員室か主事室で受付をしてから入る。
- (4) 携帯電話等(通信機器)は、原則持ってこない。(持参する場合には、申請が必要です。)

#### 6 学校外での子どもたちの安全を守るためのきまり

- (1) 公道を子どもだけで自転車に乗れるのは4年生以上とし、自転車に乗る場合は、必ずヘルメットを正しく着用する。尚、2人乗りや並走(横に並んで走る)は絶対にしない。  
(保護者には、自賠責保険等への加入とヘルメットを着用させる義務があります。)
- (2) 帰宅時刻(1学期始業式~9月:18時)、(10月~春休み:17時半)までには、家に帰り着くようにする。
- (3) 保護者が留守の場合や許可をもらっていないときは、家に入ったり、遊んだりしない。
- (4) 他の人の敷地や空き家には絶対に立ち入らない。
- (5) 子どもだけで飲食店に行かない。
- (6) 店内や店前で買った物を食べない。また、飲食物の食べ歩きや飲み歩きをしない。
- (7) 子ども同士での金銭や物の貸し借りはしない。また、おごったりおごられたりもしない。
- (8) 校区外(本茶・山羊島・和光トンネルを越えて)へは子どもだけで行かない。また、校区内でも、大熊漁港での遊泳、子どもたちだけの魚釣りや川遊びはしない。
- (9) 映画館には、朝日小学校では校区内になるため、保護者の許可があれば子どもだけで行ってもよい。ただし、館内で飲食や金品のやりとりはしない。(飲食する場合は保護者同伴)
- (10) 携帯電話を所持する場合は、保護者の責任において行う。(校内持ち込み原則禁止 5-(4))
- (11) SNS(LINE・X・Facebook・TikTok・Instagram・YouTube など)やオンラインゲームなどを使ったネットコミュニティ(DM や動画・画像のやりとり、投稿など)の子どもの利用は原則禁止とする。
- (12) ネット通信機器(スマホ・タブレット・ゲーム機等)を使ったインターネットの利用やゲームは、保護者と利用のルールを作り、保護者の許可、監視下においてフィルタリング設定をしてある機器を使用する。(保護者の投稿は子どもの名前と顔が一致しないようにする。)
- (13) 20時を過ぎたら、スマホ・タブレット・ゲーム機器等を使用しないようにする。

(奄美市共通実践事項)

#### 7 その他

上記についての質問等については、学級担任へ御相談ください。